

## 南三陸町保育所等利用調整事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項（法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、保育所、認定こども園及び事業所内保育事業を行う施設（以下「保育所等」という。）の利用に係る調整（以下「利用調整」という。）事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用調整)

第2条 町長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に規定する子ども（以下「保育給付認定子ども」という。）が保育所等を利用する場合に、利用調整を実施するものとする。

2 前項の利用調整は、別表第1に定める基準点数及び別表第2に定める調整点数に基づき、保育給付認定子どもの保護者等のそれぞれの労働、疾病その他の事由により基準点数及び調整点数を算出し、これらの点数を合算した点数（以下「合計点数」という。）の高い保育給付認定子どもから優先的に利用できるものとする。この場合において、算出した合計点数が同一である保育給付認定子どもが複数あるときは、次に掲げる順序により優先順位を決定するものとする。

- (1) 町内に住所を有するもの（転入予定のものを含む。）
- (2) 基準点数が高いもの
- (3) 保護者等の合計所得金額が低いもの

### (基準日)

第3条 前条の規定による利用調整の基準日は、町長が別に定める保育所等の利用申込締切日とする。ただし、保育所等の利用について保留になった後に、同一年度内において再度の利用調整を行う場合の基準日は、当該利用調整を行う日とする。

### (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事由	種別	状況	基準点数	
就労		月160時間以上就労している場合	10	
		月140時間以上就労している場合	9	
		月120時間以上就労している場合	8	
		月100時間以上就労している場合	7	
		月64時間以上就労している場合	6	
		月48時間以上就労している場合	5	
妊娠・出産		出産予定日の2月前から出産後3月までの期間にあって、分娩・休養のため保育にあたることができない場合	10	
疾病又は障害	疾病	入院している場合	10	
		おおむね1月以上常時臥床している場合	10	
		治療や療養のため1月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	9	
		比較的軽症であるが定期的に通院等を要する場合	5	
障害		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A・Bを交付されている場合	10	
		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Cを交付されている場合	8	
		身体障害者手帳4級以下を交付されている場合	6	
介護又は看護		要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・Bを交付されている者又は同程度と判断される者の介護又は看護をしている場合	9	
		上記以外の者を介護・看護している場合	5	
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	
求職活動		求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	3	
就学		月120時間以上就学している場合	8	
		月48時間以上就学している場合	5	
虐待又はDV		虐待又は配偶者等からの暴力を受けるおそ	10	

	れがある場合	
育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用している 子どもがいる場合	5
その他	その他町長が必要と認める場合	20

備考

- 1 就労時間は、休憩時間を含むものとする。
- 2 複数の事由に該当する場合は、点数の高い方を基準点数とする。
- 3 母子又は父子家庭である場合は、基準点数に2を乗じたものを基準点数とする。

別表第2（第2条関係）

要件	調整点数
死亡・離婚・別居・行方不明等の事由により母子又は父子家庭である場合	5
生活保護世帯の場合	4
主として生計を維持する者が失業し、生計の維持が困難な場合	4
虐待又は配偶者等からの暴力を受けるおそれがある場合その他の社会的養護が必要な場合	5
保育所等に入所を希望する児童が障害を有する場合	1
育児休業を終了し、復職又は復職予定の場合	2
兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	1
地域型保育事業の卒園児童が保育所等の利用を希望する場合	1
就学前児童が3人以上属する世帯である場合	1
保護者等が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として町内に就労又は就労する予定の場合	5
保護者等が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭として町外に就労又は就労する予定の場合	3
同居の祖父が65歳未満で就労していない場合	-2
同居の祖母が65歳未満で就労していない場合	-2
同居の親族が65歳未満で就労していない場合	-2
保育料又は副食費を正当な理由なく滞納している場合	-5

備考 複数の要件に該当する場合は、それぞれの点数を合算するものとする

。